

2021 年度事業計画書

(2021 年 6 月修正)

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(本部事務局) 東京都江東区亀戸6丁目56番17号 稲島ビル3階

(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13番24号 錦ビル7階

(関西事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号 カミヤビル3階

<事業構成>

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

当事業は、次の1～12で構成される。

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
3. 新型コロナウイルスの影響を受けた児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
4. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営
5. 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
6. 佐賀県上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
7. 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
8. 那覇市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
9. 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
10. 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供
11. 児童等の体験格差解消プロジェクト準備事業
12. 児童等に対するアドバイザーの派遣

■収益事業等

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 民間団体授業料減免制度の制度設計支援
2. 尼崎市におけるバウチャー提供事業の運営支援

※学校外教育バウチャーとは、当法人が児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに使用を限定した利用券(補助金)を指す。(以下、「バウチャー」という用語も同一の意味とする)

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒を指す。

<事業内容>

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 目的

経済的に困難な児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、児童等の教育機会を保障することで将来の自立に寄与し、教育格差の解消を目指す。

(2) 対象

関西地域に居住する生活保護受給世帯のうち、次のいずれかの者

(ア) 申請日時時点で20歳未満の小学生から高校生もしくはそれに準ずる学校に属する児童等、又は
高等学校卒業程度認定試験を受験する者

(イ) 2020年度の利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生、
又は高等学校卒業程度認定試験合格者

※関西地域とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の2府4県を指す。

(3)利用予定人数

31名

- ・2020年度からの継続利用者:31名
- ・2020年度からの新規利用者:なし

(4)利用者決定方法

2021年度利用者(2022年度継続分)

- ・利用者全員に意思確認を行い、理事会が定めた基準で審査を実施する。
- ・審査は、当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

(5)バウチャー給付額

①総額

6,700,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

(6)バウチャー利用期間

- ・2020年度からの継続利用者 2021年4月1日から2022年3月31日

(7)バウチャー利用先

- ・対象者に合わせた学習塾、習い事等の学校外教育サービス
- ・利用者は、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者は、241教室・事業所である。(2021年3月18日時点)

(8)実施スケジュール

2021年度利用者(2022年度継続分)

- ・2022年 1月 12日 継続利用案内書類送付
- ・2022年 3月 8日 継続利用者決定(常務会による議決)
- ・2022年 3月 30日 バウチャー提供
- ・2022年 4月 1日 バウチャー利用開始

2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 目的

東日本大震災により経済的に困難な状態となった児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、生徒の教育機会を保障することでその成長を支え、被災地の復興に寄与する。

※保護者の養育が十分でない等の理由で、利用申請ができない子どもにバウチャーを提供することを目的に、東日本バウチャー推薦枠(以下、「推薦枠」)を設置する。

※一般の給付申請方式は「一般枠」と記載する。

(2) 対象

i. 一般枠

東日本大震災で被災した地域に居住する者又は被災を理由として避難している者のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

①児童等が属する世帯の所得が理事会の定める所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

②次のいずれかの者

(ア)申請日時点で20歳未満の小学生から高校生もしくはそれに準ずる学校に属する児童等、又は中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者

(イ)2020年度の利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生、又は高等学校卒業程度認定試験合格者

ii. 推薦枠

東日本大震災で被災した地域に居住する者のうち、次のいずれかの者を対象とする。

①生活困窮世帯の児童等

下記3点の要件を満たす者。

(ア)申請日時点で20歳未満の小学生から高校生もしくはそれに準ずる学校に属する児童等、又は中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者

(イ)常務会が定める指定機関から推薦があり、東日本バウチャー(一般枠)の利用申請が困難な理由を聴取できていること。

(ウ)当該児童等の保護者が、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者であること。

②不登校の児童等

下記3点の要件を満たす者。

(ア)申請日時点で20歳未満の小学生から高校生又はそれに準ずる学校に属する児童等

(イ)常務会が定める指定機関から推薦があり、不登校状態が証明されていること

(ウ)当該児童等が属する世帯の所得が理事会の定める基準以下であること。又は当該児童等の保護者が、申請時点において生活保護法の被保護者であること。

(3) 利用予定人数

i. 一般枠

301名(見込み)

・2020年度からの継続利用者:301名

・2021年度からの新規利用者:なし

ii. 推薦枠

30名(見込み/2021年度からの新規利用者)

(4)利用者決定方法

i. 一般枠

2021年度利用者(2022年度継続分)

- ・利用者全員に意思確認を行い、理事会が定めた基準で審査を実施する。
- ・審査は、当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

ii. 推薦枠

- ・申込書で、「(2) 対象」に記載の要件に合致することを確認する。
- ・「(5) バウチャー給付額」に達するまで先着順で利用者を決定する。ただし、給付額を超過する場合において複数の申請が同時に行われた場合には、抽選により利用者を決定する。
- ・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

■所得基準

2019年又は2020年の世帯所得の合計額が次の金額以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

世帯人数	所得金額
2人	2,565,000円
3人	3,237,000円
4人	3,870,000円
5人	4,398,000円

※住民票記載の世帯員の内、2021年3月31日時点で20歳以上の世帯員の所得金額の合計額

(5)バウチャー給付額

i. 一般枠

①総額

64,600,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

ii. 推薦枠

①総額

6,308,479円

②1人当たりの給付額

小学生	月12,000円×利用期間分
中学1・2年生 / 高校1・2年生	月16,000円×利用期間分
中学3年生 / 高校3年生	月25,000円×利用期間分

(6)バウチャー利用期間

i. 一般枠

- ・2020年度からの継続利用者 2021年4月1日から2022年3月31日

ii. 推薦枠

2021年4月～2022年3月の随時

(7)バウチャー利用先

- ・対象者に合わせた学習塾、習い事等の学校外教育サービス
- ・利用者は、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者数は、901教室・事業所である。(2021年3月18日時点)

(8)実施スケジュール

i. 一般枠

2021年度利用者(2022年度継続分)

- ・2022年 1月 12日 継続利用案内書類送付
- ・2022年 3月 8日 継続利用者決定(常務会による議決)
- ・2022年 3月 30日 バウチャー提供
- ・2022年 4月 1日 バウチャー利用開始

ii. 推薦枠

- ・2021年4月 ～ 2022年1月の随時 利用者募集期間
- ・2021年4月 ～ 2022年2月の随時 利用者決定(常務会による議決)
- ・2021年5月 ～ 2022年3月の随時 バウチャー利用期間

3. 新型コロナウイルスの影響を受けた児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)事業の概要

学校外教育バウチャー実施要綱に基づき、「新型コロナウイルスの影響を受けた生活困窮世帯の子どもたちに対して、学校外教育バウチャーを提供し、緊急支援を実施する。

(2)対 象

次の3点の要件を満たす者を対象者とする。

①申請日時時点で次の都府県に居住する中学校2年生であること

[岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県]

②世帯の経済状況について、アからウのいずれかに該当すること

(ア)生徒の保護者が、申請日時時点で生活保護の適用を受けていること

(イ)生徒の保護者が、2021年1月分の児童扶養手当の支給を受けていること^{※1}

(ウ)生徒の保護者が、2020年度就学援助の認定を受けていること

③新型コロナウイルスの流行による経済的な影響を受けていること(以下のような場合)

生徒の保護者が「生活保護受給を開始した」、「失業した、廃業した」、「所得が減少した」、「緊急小口資金の貸付や持続化給付金の受給等の公的支援金を活用した(特別定額給付金等の一律給付は除く)」など^{※2}

※1 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方は②イの対象に含む。

※2 経済的な影響があることは確認するが、程度は問わない。

(3) 定員

453名(寄付金の集まり状況により変動するため、定員は見込みの人数)

(4) バウチャー給付額・利用期間(見込み)

①総額

67,950,000円

②1人当たりの給付額

150,000円

③利用期間

2021年5月1日から2022年3月31日

※ただし、4月分の教育費から遡及的に利用可能とする。

(5) バウチャー利用先

- ・対象者に合わせた学習塾、オンライン教育等の学校外教育サービス
- ・利用者は、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者数は、570教室・事業所である。(2021年3月18日時点)

(6) 実施スケジュール

- ・2021年2月 8日 新規利用者募集開始
- ・2021年3月 31日 新規利用者募集締切
- ・2021年4月 13日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2021年4月 23日 バウチャー提供、利用開始
- ・2022年3月 31日 バウチャー利用有効期限

4. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営

(1) 事業の概要

塾代助成事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、中学生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を助成する事業である。

(2) 事業の期間

2021年4月1日から2022年3月31日

(3) 事業の対象者

大阪市内に居住している中学生を養育する者で、養育者とその配偶者の合計所得が、市が定める所得制限限度額未満の者 ※対象者数は29,540人。

(4) 業務の概要

- ①1ヶ月あたり1万円を上限に利用できる「塾代助成カード」(以下「カード」という。)を保護者の申請により交付する。
- ②市が定める参画事業者(当事業への登録を受けた学習塾等)の対象要件の考え方に基づいて、参画事業者を公募及び登録するとともに、利用生徒の選択による学校外教育サービスの受講に

供する。

- ③参画事業者からのカード利用にかかる請求情報をまとめ、請求データを大阪市に提出する。なお、参画事業者への学校外教育サービス提供に対する支払いは、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、大阪市より参画事業者に対して行う。
- ④制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者や参画事業者へのアンケートやヒアリングなどの実施・分析等も踏まえ、大阪市に対して当事業における課題及びその解決策等を提示する。
- ⑤利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況管理並びに参画事業者への支払情報管理を行う。

(5) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「カード交付申請受付」、「交付・不交付決定通知」、「カード使用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」、「異動情報確認」、「カード交付申請内容変更」及び「統計資料作成」からなる。

②参画事業者関係業務

参画事業者関係業務は、「参画事業者募集」、「参画事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・参画事業者サポート」、「参画事業者情報管理」、「参画事業者訪問調査」、「参画事業者口座情報管理」、「参画事業者登録取消」、「参画事業者登録事項変更」及び「統計資料作成」からなる。

③カード関係業務

カード関係業務は、「カード作成」、「カード再交付」、「カード利用額に係る請求」、「参画事業者支払」、「利用明細通知」、「カード利用情報管理」及び「統計資料作成」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6) 事業実施団体等

①事業実施

大阪市こども青少年局

②業務運営受託事業者

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体

(代表者)凸版印刷株式会社 (構成員)当法人

5. 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学力や学習意欲を伸ばす機会を提供するため、経済的困難を抱える小学生・中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

東京都渋谷区に居住する小学生・中学生の児童生徒で、申請日時点において、当該生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(3) 給付予定人数

25名(見込み)

(4)バウチャー給付額

①総額

2,750,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

小学1年生～中学2年生 100,000円 中学3年生 150,000円

(5)バウチャー利用期間

利用決定日から2022年3月31日まで

(6)バウチャー利用先

対象者に合わせた学習塾等の学校外教育サービス

(7)業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」、からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「参画事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

6. 佐賀県上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1)事業の概要

本事業は、生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、町内の中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2)事業の対象者

上峰町内に居住する中学校1年生及び3年生の保護者

(3)給付予定人数

200名(見込み)

(4)バウチャー給付額

①総額

5,775,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

上峰中学校の生徒 30,000円 上峰中学校以外の生徒 15,000円

(5)バウチャー利用期間

①通塾 2021年8月から2022年2月

②夏期 2021年8月

③冬期 2021年11月から12月

(6)バウチャー利用先

対象者に合わせた学習塾等の学校外教育サービス

(7)業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用希望先の聴取」、「利用方法周知」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「参画事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

7. 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1)事業の概要

本事業は、家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童について、学校外の教育機会の均等化を図り、学力や非認知能力の向上、生活習慣等の改善を目指し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2)事業の対象者

千葉市在住のひとり親家庭かつ生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学校5年生及び6年生の児童

(3)給付予定人数

200名(見込み)

(4)バウチャー給付額

①総額

24,000,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

120,000円

(5)バウチャー利用期間

利用決定日から2022年3月31日まで

(6)バウチャー利用先

対象者に合わせた学習塾等の学校外教育サービス

(7)業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「参画事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

8. 那覇市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1)事業の概要

本事業は、家庭の経済的な理由で学校外教育を受けることができない児童の教育格差を解消することで、学力向上を図るため、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2)事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生から6年生の児童

(3)給付予定人数

76名(見込み)

(4)バウチャー給付額

①総額

6,384,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

84,000円(月額7,000円)

(5)バウチャー利用期間

利用決定日から2022年3月31日まで

(6)バウチャー利用先

対象者に合わせた学習塾等の学校外教育サービス

(7)業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「参画事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

9. 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもの学校外学習の機会を確保していくことで、貧困の連鎖を防止することに繋がっているため、経済的困難を抱える小学生から高校生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学生から高校生

(3) 給付予定人数

24名(見込み)

(4) バウチャー給付額

①総額

2,700,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

小学生・中学1・2年生 100,000円 高校1・2年生 150,000円

中学3年生・高校3年生 200,000円

(5) バウチャー利用期間

2021年7月15日から2022年3月31日

(6) バウチャー利用先

対象者に合わせた学習塾等の学校外教育サービス

(7) 業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「参画事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(8) 事業実施団体等

①事業実施

国立市健康福祉部

②業務運営受託事業者

リング・リンクくにごたち・CFC共同事業体

(代表者)一般社団法人リング・リンクくにごたち (構成員)当法人

10. 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供

(1)事業の概要

経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない受験生に対して、民間の財団と連携し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2)事業の対象者

千葉県松戸市、柏市、流山市内における生活保護受給世帯又は就学援助世帯の中学校3年生

(3)給付予定人数

75名(見込み)

(4)バウチャー給付額

①総額

15,000,000円(見込み)

②1人当たりの給付額

200,000円

(5)バウチャー利用期間

2021年8月1日から2022年3月31日

(6)バウチャー利用先

対象者に合わせた学習塾等の学校外教育サービス

(7)業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポンデータ作成」、「クーポン利用額に係る請求処理」、「参画事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(8)助成・協力

公益財団法人マブチ国際育英財団

11. 児童等の体験格差解消プロジェクト準備事業

(1)事業の概要

生活困窮世帯の児童等の体験格差を解消するため、支援機関との体制作り、体験活動に参加することによる教育効果の検証、並びに体験活動に用途を限定したバウチャーの提供等を民間の基金と試行する事業である。

(2)事業の対象者

全国の生活困窮世帯の児童等

(3)事業の期間

2021年4月1日から2022年3月31日

(4)実施内容

- ・生活困窮世帯の子どもへの体験活動に用途を限定したバウチャーの試行提供
- ・子ども、保護者、教育事業者等へのリサーチ
- ・自治体、教育事業者、無料学習支援団体等との支援体制作り

(5)助成・協力

みてね基金

12. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1)概要

大学生等のボランティア(以下、ブラザー・シスターという。)が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等のうち、常務会が定める基準に該当する者に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行う。

(2)支援内容

①学習・進路相談

ブラザー・シスターは、児童等の学習や進路の相談に応じ、選択肢を拡げるように努める。

②進路等の情報提供

ブラザー・シスターは、児童等に対して進学・就職等の情報を提供する。

③バウチャー利用促進

ブラザー・シスターは、児童等の希望に応じてバウチャー利用先について助言し、バウチャー利用の促進を図る。

(3)頻度・時間

1人の児童等に対して、月に1回30分から1時間程度

(4)実施地域

- ・電話やオンラインによる支援の場合 当法人事務局
- ・面談による支援の場合 宮城県内、東京都内の公共施設等

(5)サポート体制

対人援助、心理、教育等の専門家が、児童等と関わるうえで必要なスキル・知識等を研修し、ブラザー・シスターの活動をサポートする。(※専門家等は、最終ページ参照)

①養成研修(年1回実施)

専門家によるコミュニケーション・スキル、子どもの貧困・人権、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成する。

②定期研修(年3回実施)

ブラザー・シスターは、児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける。

■収益事業

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 民間団体授業料減免制度の制度設計支援

(1)事業の概要

本事業は、他団体が運営する授業料減免制度の制度設計、審査基準作成等の業務運営支援を行うものである。

(2)支援対象の団体

軽井沢風越学園

(3)事業の期間

2021年4月1日から2022年3月31日

(4)業務内容

①授業料減免制度の設計

応募資格、審査基準・審査方法、給付額等の設計、提案

②関連資料作成

利用者募集に関連する各種様式(応募要項、申請書等)の作成

③その他、付随する業務

申請受付、審査手順等のレクチャー等、本事業に付随するその他の業務

2. 尼崎市におけるバウチャー提供事業の運営支援

(1)事業の概要

本事業は、特定非営利活動法人Collective for Childrenが経済的困窮状態にある家庭の子ども、若者(以下、子ども等という。)及びその保護者を対象に提供する、教育・生活支援バウチャーの処理業務を代行して行うものである。

(2)事業の対象者

生年月日が「2001年4月2日以降の者」で、申込時点で尼崎市内に居住している一定所得以下の者

※ただし、高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年生・5年生))に在籍している者を除く

(3)給付予定人数

11名(見込み)

(4)給付総額

2,304,000円(見込み)

(5)バウチャー利用期間

2021年4月1日から2022年3月31日

(6)バウチャー利用先

対象者に合わせた学習、生活支援等のサービス

(7)業務内容

事業者からのバウチャー及び利用にかかる請求情報をまとめ、請求データをCollective for Children事務局に提出する。事業者への支払いは事務局が行う。

(8)事業実施等

(実施主体) 特定非営利活動法人Collective for Children

(業務運営) 当法人

<外部アドバイザー・専門家等>

- ・ 阿部 裕二 (東北福祉大学総合福祉学部 教授)
- ・ 小林 純子 (特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事)
- ・ 小林 庸平 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員)
- ・ 駒崎 弘樹 (特定非営利活動法人フローレンス 代表理事)
- ・ 佐藤 宏平 (山形大学地域教育文化学部 准教授)
- ・ 佐藤 利憲 (福島県立医科大学看護学部 講師)
- ・ 高橋 聡美 (防衛医科大学校医学教育部 教授)
- ・ 武井 敦史 (静岡大学大学院教育学研究科 教授)
- ・ 田村 太郎 (一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事)
- ・ 津久井 進 (弁護士／弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所 代表社員)
- ・ 出村 和子 (社会福祉法人仙台いのちの電話 理事)
- ・ 苫野 一徳 (熊本大学教育学部 准教授)
- ・ 長尾 文雄 (特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー 顧問)
- ・ 西田 正弘 (特定非営利活動法人子どもグリーフサポートステーション 代表理事)
- ・ 半羽 利美佳 (武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授)
- ・ 平泉 拓 (宮城大学看護学群 准教授)
- ・ 村田 治 (関西学院大学学長／あしなが育英会 副会長)
- ・ 望月 優大 (株式会社コモンセンス 代表取締役)
- ・ 門馬 優 (特定非営利活動法人 TEDIC 理事)